

令和8年度 事業計画

基本的方向

国は、令和7年4月「食料・農業・農村基本計画」の策定により、食料安全保障と安定供給を軸とした具体的な振興施策を初動5年間で重点的に講じることとして、日本農業の再構築をはかろうとしている。

東京の農業は、都市化や地域の変化に応じた農業経営を意欲的に確立し、都民に農畜産物を供給しているものの、日本農業と同様に、様々な要因から農業者や農地の減少に歯止めがかからない状況が続いている。

東京都農業会議は、農業委員会等と連携し、かねてより一貫して「農地の保全と農業のあるまちづくり」「地域活性化につながる農業振興」「企業的農業経営等の育成」運動に取り組んでおり、今後も農業会議の役割を機動的に発揮し、東京農業の発展につなげていかなければならない。

市街化区域においては、相続税等納税猶予制度や都市農地貸借円滑化法の周知と活用により、都市農地の保全や利活用促進につなげるとともに、担い手確保・支援対策の強化をはかる必要がある。

また、市街化区域以外の地域では、「地域農業経営基盤強化促進計画（「地域計画」）」の実行と「農地中間管理事業」等関係制度の一層の周知と活用を効果的に進め、地域農業の活性化につなげる活動が急務となっている。

こうした情勢を踏まえ、令和8年度においても、持続可能な農業の発展につながる「東京の農業・農地に関する法律及び制度の有効活用を推進する活動」、「将来を担う認定農業者及び新規就農者等の農業経営を支援する活動」を基本として、東京都農業委員会ネットワーク機構、東京都農地中間管理機構の役割を発揮し、東京農業の確立に向けた積極的な活動に取り組むものとする。

令和8年度事業における重点事項等

1 農業委員会委員の統一改選への対応と農業委員会提携活動の推進

- 農業委員会委員の任期満了による農業会議の執行体制の整備に遺漏のない対応をはかる。
- 農業委員会との連携を一層強化し、ネットワーク組織の役割・機能発揮に努める。

2 農地の保全対策の強化と農地利活用等の促進

【市街化区域】

- 「生産緑地」の保全対策及び都市農地貸借円滑化法による貸借の促進に取り組む。
- 都市農業・農地の継承に不可欠な「相続税等納税猶予制度」の周知活動を強化する。
- 農地関連法制度への適切な対応に農業委員会と連携して取り組む。

【市街化区域以外】

- 東京都農地中間管理機構として市町村と連携した農地利活用の促進に遺漏のない対応をはかるとともに、「農地長期貸借促進奨励事業」の活用により、担い手への農地の利用・集積を加速的に進める。
- 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」の実行と「目標地図」等の見直しに係る支援に取り組む。
- 農地関連法制度への適切な対応に農業委員会と連携して取り組む。

3 担い手等の育成・支援対策の強化

- 関係機関と連携し、担い手育成・支援につながる積極的な活動に取り組む。

4 「東京都農業経営相談窓口」の周知と活用促進

- 法人化及び経営改善や事業継承に資する「東京都農業経営相談窓口」の周知と活用促進をはかる。

5 情報提供活動の推進

- 農業・農地を守る関係法制度及び農業振興につながる情報提供を積極的に行う。

事業展開

I 組織運営

1 会議の開催

(1) 総会

本会の基本事項と事業推進方策などを検討するため、通常総会（年2回）及び臨時総会を開催する。

(2) 理事会

組織運営及び総会提出事項等を検討するため、必要に応じて開催する。

(3) 常設審議委員会

農業委員会ネットワーク機構の法定事項等の審議及び農業委員会との連携活動等を協議するため、毎月1回（原則17日）開催する。

(4) その他の会議

① 事業推進協議会

本会の業務並びに農業委員会との連携活動及び農政活動の推進に関し、会員の意見を求め、これを業務に反映させるため、年2回開催する。

② 監査会

業務及び会計について、監事による監査会を年2回開催する。

(5) 農業委員会委員の任期満了に伴う役員の補充等

令和8年6月に本会役員は任期満了となることから、新役員の選任を適切に行う。また、7・8月に都内7割の農業委員会において委員の任期満了を迎えるため、地区協議会・連合会等から選出される役員に異動が生じた場合は、総会において速やかに役員の補充を行う。

2 事務局運営体制の強化と省力化に向けた業務改善の推進

○ 円滑な事業推進に向けた事務局運営体制の強化に努めるとともに、日常業務及び会議等における書類等の省力化に向けた業務改善について検討し、デジタル化等について段階的な実施をはかる。

Ⅱ 事業活動

1 農地対策関係事業

(1) 農地法等の諮問答申

① 農地法・土地区画整理法等の諮問に対する審議・答申

農地法第4条・5条・18条・39条、土地区画整理法第136条等の規定に基づく諮問について常設審議委員会において審議し、答申する。

② 諮問に伴う現地調査の実施

諮問の審議に先立ち、常設審議委員等による現地調査を実施する。

(2) 農地の保全と利活用の推進

農地の保全及び利活用の促進に向け、都内全域における統一的な活動と地域に適合した対策に取り組む。

① 「農地保全・利活用促進月間」の実施

「農地保全・利活用促進月間」を9月～11月に設定し、都内全域で活動を展開する。その活動実績をまとめ、事例や課題の共有と解決に向けた検討を行う。

また、月間における農業委員会活動を支援するため、関係法令や肥培管理・利用状況等に関する啓発資料の提供や農業委員会等からの相談に積極的に対応する。

② 農地制度等の周知と利活用

農地関係制度等について適用地域ごとに正しく周知するとともに、その積極的活用を推進する。

③ 都市計画制度活用に向けた研究及び協力・支援

田園住居地域や地区計画制度等、農業のある地域づくりにつながる都市計画関係制度の活用について情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、具体的検討を進める。また、東京都・区市町等と連携し、生産緑地等の保全政策を研究する。

④ 農地関係制度等に関する情報提供と相談対応

農地の保全、管理、貸借等に関する資料の作成・配布や、都市農地制度の周知に向けた説明会への協力及び講師派遣やリーフレット等の作成・配布、及びマッチングを含む相談対応等を行う。

⑤ 地域別の農地対策

【市街化区域】

ア. 生産緑地の保全対策と追加指定等の促進

生産緑地及び特定生産緑地について、これまで同様、農地保全と利活用が促進されるよう支援に取り組む。また、区市における生産緑地の追加及び再指定の促進を支援する。

イ. 都市農地貸借円滑化法による生産緑地の利活用の促進

本制度の理解促進と、農地の有効活用のための周知活動を推進する。

また、貸し手と借り手の状況を把握し、マッチングにつなげる区市における「生産緑地バンク」づくり等を推進するとともに、都市農地貸借意向調査等を通じ行政を越えた相談・支援にも積極的に取り組む。

ウ. 「農地長期貸借促進奨励事業」の周知と活用の促進

生産緑地の長期保全と担い手支援につながる「農地長期貸借促進奨励事業」の周知と活用を促進する。

エ. 都市農地の継承に不可欠な「相続税等納税猶予制度」の周知と対応

次世代への継承に不可欠な「相続税等納税猶予制度」が効果的に活用されるよう、継続的な周知に努める。

【市街化区域以外】

オ. 農業経営基盤強化促進法等への対応

市町村・農業委員会とともに、関係制度の周知をはかり、担い手に対する農地の利用集積等を一層強化する。さらに、「地域計画」の実行と「目標地図」等の見直しについては、各関係機関と連携して取り組む。

カ. 「農地長期貸借促進奨励事業」の周知と活用の推進

農地中間管理事業と連携した「農地長期貸借促進奨励事業」の活用により、担い手への農地の利用・集積を加速的に進める。

キ. 農業振興地域の農地対策の推進

「地域計画」を踏まえた新たな農地利活用と地域農業振興対策等の具体的な方策を検討する。

ク. 島しょ地域の農地利活用の促進

各島の農業・農地の状況を把握し、地域に適した農地対策を推進する。

(3) 農地中間管理事業の周知と活用

東京都農地中間管理機構として、その役割・機能の発揮に努め、農地の利用集積・中間保有・管理等に引き続き取り組む。

① 制度の周知とコーディネーター派遣による事業の推進

制度のより一層の周知及び効果的・機動的な運用をはかるため、本会コーディネーターを市町村に派遣し、市町村・農業委員会との連携を強化する。

また、農地利用状況調査によって把握した情報に基づき、遊休・不耕作農地の解消・防止をはかる。

② 新規就農希望者等とのマッチングによる貸借の促進

新規就農相談との有機的な連携等により農地の貸借等による利用促進をはかるとともに、担い手が不足する地域については当該新規就農希望者の意向によりマッチングをはかる。

③ 所有者不明農地への対応

所有者不明農地（相続未登記農地等）について、東京都及び農業委員会等と連携し、活用に向けた対応をはかる。

2 担い手対策関係事業

(1) 認定農業者等及び企業的農業経営者等への支援

東京農業を主体的に担う認定農業者及び認定新規就農者等を育成・支援する。

① 認定農業者・認定新規就農者制度の推進

ア. 認定農業者制度の推進

区市町村と連携して、認定農業者の確保に積極的に取り組むとともに、経営改善に向けた支援を強化する。

イ. 広域認定農業者の支援

行政域を越えて営農を展開する「広域認定農業者」を支援するとともに、情報交換等をはかる研究会を開催する。

ウ. 認定新規就農者制度の推進

区市町村と連携して、認定新規就農者制度の周知と活用及び支援に取り組む。

エ. 認定農業者等の組織化

認定農業者等の相互研鑽や連携をはかる場として、区市町村段階における認定農業者の組織化を積極的に支援する。また、認定農業者組織や農業経営者クラブの東京都段階におけるネットワーク組織の構築に取り組む。

オ. 東京都担い手育成総合支援協議会の運営

新規就農希望者を含む認定農業者等の担い手を積極的に支援するため、協議会の機動的な展開をはかり、担い手の育成と農地の有効活用を推進する。

② 企業的農業経営の支援

ア. 複式簿記や家族経営協定の推進等経営管理のための支援

農業経営の状況を的確に把握するため、認定農業者・認定新規就農者等を対象に区市町村等と連携して、簿記記帳講習会を開催する。また、経営改善計画策定等の支援に合わせて、経営承継の話し合いにもつながる「家族経営協定」の推進に取り組む。

イ. 農業者年金制度の周知と加入推進

農業委員会の行う農業者年金業務の推進に協力するとともに、さらなる制度の周知と加入推進活動に取り組む。

ウ. 収入保険等制度の周知

農業経営のリスク管理等の観点から、収入保険や労災保険制度等を周知する。

エ. 農業経営の法人化の研究・支援

農業経営の法人化を希望する農業者等の支援のため、セミナーを開催するとともに、農業経営相談窓口事業による相談対応を行う。

また、東京都農業法人協会との連携をはかり、その活動を支援する。

オ. 農福連携の推進と研究

農福連携を導入・実践する担い手を積極的に支援するとともに、東京都独自の農福連携について研究を進める。

カ. 「農業体験農園」の周知と開設支援及び開設農園との連携強化

都市住民の農業体験への意に適う、農業経営の一環として開設される「農業体験農園」の周知と開設支援に取り組む。支援にあたっては「農業体験農園の開設支援事業」の活用と、NPO法人全国農業体験農園協会等との連携により、積極的な普及推進をはかる。

キ. 雇用就農資金関係事業等の活用

雇用を検討している農業者等からの相談に応じるとともに、事業導入の提案及び活用を進める。また、対象となる経営体には、雇用の定着につながるよう、東京都独自の「雇用就農推進事業」の活用を促進する。

ク. 東京アグリマネジメントスクールの開催

農業経営の発展及び農業経営者の自己研鑽の機会として、東京アグリマネジメントスクールを定期的に開催する。

ケ. 東京都農業経営者クラブとの連携

企業的農業経営者がさらなる経営発展をはかり得るよう、区市農業経営者クラブの活動を支援するとともに、東京都農業経営者クラブとの連携活動を強化する。

(2) 新規就農希望者及び新規就農者への支援

① 新規就農希望者等に対する相談と職業紹介業務の推進

農業委員会法に基づき、新規就農希望者や新規参入を希望する法人に対する相談事業を実施するとともに、研修や農地等に関する情報提供を行い、独立営農・農業参入等への支援に引き続き取り組む。また、雇用就農希望者に対しては、無料職業紹介業務による職業あっせんを行うなど、雇用就農への支援、マッチング等を実施する。

② 新規就農希望者等に対する支援

ア. 新規就農希望者経営計画支援会議の開催

新規就農希望者の就農と農業経営開始時の支援に向けて、関係機関・団体の専門家による経営計画支援会議を開催する。

イ. 東京農業アカデミー「八王子研修農場」への協力

新規就農希望者を対象とする東京都の研修施設である東京農業アカデミー八王子研修農場のカリキュラムへ協力し、講師を派遣する。

③ 新規就農者に対する定着支援

ア. 農産物の販売促進につながる販路開拓支援

新規就農者の経営の安定と定着を支援するため、販路拡大への取組や農産物直売マルシェ等を企画・実施する。

イ. 活動支援・周知のためのホームページの更新・活用

都内新規就農者の活動をアピールし、相互の情報交流に活用できる新規就農者のためのホームページを引き続き運営する。

ウ. 農業経営・農業技術に関する研究会・学習会の開催

営農活動を確かなものにするため、新規就農者相互の課題の共有、農業経営のための相互研鑽の場として、現地研究会や学習会等を開催する。

(3)「東京都農業経営相談窓口事業」の活用促進

農業経営基盤強化促進法の第11条の11に基づき設置される「農業経営相談窓口事業」を周知し、農業経営の法人化、農地の貸借・利活用や相続、税金等の総合的な相談事業を展開する。

(4) 企業的農業経営顕彰及び農業後継者顕彰の実施

農業者の経営発展に向け、企業的農業経営及び農業後継者の顕彰事業を農業委員会及び関係機関の協力を得て実施する。

3 農業委員会に対する協力・連携事業

(1) 農業委員会活動の強化と農業委員会活動への協力

農業委員会の総意により決定した「農業委員会活動の積極的推進に関する決議」等を基本とした農業委員会活動の支援・協力をを行う。

(2) 行政区域を越える広域展開への支援・協力

農業委員会の行政区域を越える事案についての連携がはかれるよう支援・協力をを行う。

(3) 委員・職員及び新任委員の研修・研究会等の開催

農業委員・農地利用最適化推進委員及び職員の研究・研修会を開催し、活動の一層の充実をはかる。

なお、令和8年7・8月に都内7割の農業委員会委員が任期満了を迎えることから、新任委員等への研修会を実施する。

(4) 地区農業委員会協議会・連合会との連携

地区協議会・連合会の活動に協力し、地域農業の振興に向けた連携・研究を進める。

(5) 情報収集・提供と共有

農業委員会活動の推進につながる情報収集及び情報提供を行う。

特に、農業委員会の事務等が円滑に進むよう、業務資料等の作成・提供及び相談対応等を行う。

4 農業政策・農業振興対策関係事業

(1) 農政対策

① 意見提出・要請活動

農業委員会ネットワーク機構として農業委員会の意見等を集約し、農業委員会法第53条に基づく農地の利用最適化等の推進に向けた意見書を行政機関等に提出する。また、東京都農業委員会・農業者大会で決定した国に対する要望等については、関係国会議員及び関係省庁に対し要請活動を実施する。

② 関係行政機関等との連携による要望活動

全国農業会議所と連携し都市農業に関する制度や施策について国に要望を行うほか、国・東京都及び関係機関と連携し、情報の収集・提供を行う。

(2) 第68回東京都農業委員会・農業者大会の開催

農業者の意志を結集し、これを広く表明するとともに、農政施策に反映させるため、第68回東京都農業委員会・農業者大会を開催する。

(3) 区市町村農業振興計画の策定への協力

区市町村における農業振興計画等の策定等について必要に応じて協力を行う。

(4) 消費者団体及び市民等と農業者との交流、意見交換の推進

農業に興味関心を持つ消費者及び市民、福祉や教育関係者等と交流会や意見交換会を行い、東京農業への理解促進をはかる。

5 調査研究・情報活動事業

(1) 調査研究事業

東京都の委託を受けて、都条例に基づく指定調査である農作物生産状況調査をはじめ、都市地域及び農業振興地域の現状や課題把握のための調査を、農業委員会等の協力を得て実施する。

① 基礎調査・動向調査

② 東京都農作物生産状況調査

③ 都市農地貸借に関する意向調査

④ 都市農業実態調査

⑤ 農業振興地域実態調査

⑥ 都市農業に関する研究

(2) 情報提供活動

① 農業会議情報等による情報提供活動

農業会議情報を定期的に発行し、農業委員会等関係機関に配布するほか、ホームページの更新等により、活動状況や有用な情報を提供する。

また、区市町村ごとの農業データを取りまとめ、データブックとして作成・配布する。

② 全国農業新聞・全国農業図書の活用

農業委員会系統の組織紙である全国農業新聞による情報発信と普及推進、及び全国農業図書の活用の勧奨を行う。